

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求(以下、「本件請求」という。)に対し、実施機関が行った公文書部分公開決定(以下、「本件決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和3年12月1日

請求内容：名張市市民部市民相談室長が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づいて全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書

実施機関の処分：令和3年12月14日付け名人研第873号(部分公開決定)

3 実施機関の主張趣旨

実施機関は、本件請求を、請求書に記載の職員(以下「本件職員」という。)に係る「全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書」を請求しているものと特定した。

これにあたる公文書は、本件職員が名張市に採用された際に自署押印の上提出した、いわゆるサービスの宣誓書である。当該公文書中には、宣誓の年月日、宣誓当時の住所及び氏名、押印した印鑑の印影が含まれており、これらは名張市情報公開条例第7条第2項に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日のその他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため、その余の部分を開示することとした。

加えて、平成19年条例第7号による改正前の名張市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第6号)第2条第1項では「新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。」と規定しているように、この宣誓書は新たに職員になった者が職務を行う前に署名するものである。すなわち、本件職員は、この宣誓書に署名してからでなければ、その分任する職務を行ってはならなかったのであって、本件宣誓書の作成自体は、本件職員の分任する職務であったとは言い難い。したがって、本件非公開

部分は、名張市情報公開条例第7条第2号ウに規定する職務の遂行に係る情報に該当すると認めることができない。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその外縷々述べるけれども、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

4 審査請求人の主張要旨

「名張市情報公開条例の解釈及び運用」によると、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は、個人情報に含まれないものとしている。実施機関は、本件職員が宣誓したのは職務の遂行前であるため個人に関する情報に該当すると主張するが、現在本件職員が職務を遂行するにあたっては、宣誓していることが条件であるので、宣誓書の氏名は職務の遂行に係る事項であり、公開されるべきである。

また、本件請求書には上記と併せて、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ない」と記載した。したがって、実施機関は宣誓しているのに公正に誠実に公務を行わなくても良いと規定している規則等を公開すべきである。

同様に、本件請求書には「真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」とも記載した。つまり、実施機関は公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則・規定等を公開し、そのような規則があるのになぜ規則に反して公正で誠実な公務を行わないのか説明すべきである。

また、実施機関に対して文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開することを併せて求める。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

審査請求人は、本件請求書において、本件職員が「全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書」の公開を求めている。併せて、本件請求書には、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載がある。

まず、本件職員が「全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書」について、実施機関が服務の宣誓書を特定し、宣誓の年月日、宣誓当時の住所及び氏名、押印した印鑑の印影部分を非公開としたことについては、少なくとも自署・押印部分は名張市情報公開条例第7条第2号に規定されている「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。また、たとえ署名時点で当該個人が同市に採用されることが明確であり、実質的に「職務」に就いていたと解せたとしても、それは同号ウに規定されている「職務の遂行に係る情報」と考えることはできない。したがって、実施機関が個人に関する情報を除き服務の宣誓書を公開したことは妥当である。

次に、審査請求人は、審査請求書において、本件請求書における「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ない」という記載の真意は、宣誓しているのに公正に誠実に公務を行わなくても良いと規定している規則等を求めている、「真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載の真意は、実施機関は公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則・規定等の公開を求め、なおかつそのような規則があるのになぜ規則に反して公正で誠実な公務を行わないのか説明を求めていると、本件請求書の読み方について独自の解釈を述べている。しかしながら、請求する文書は当初から公開請求書に明記しなければならず、本件請求書において宣誓しているのに公正に誠実に公務を行わなくても良いと規定している規則等や公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則等を求めているとは解せない。

したがって、本件請求は、本件職員が「全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書」を求めていると解釈するのが妥当であり、個人に関する情報を除き服務の宣誓書を公開するとした本件決定についても妥当と判断する。

なお、上記（1）基本的な考え方にあるように、当審査会は公文書の公開非公

開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たないことを申し添える。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 5月24日	諮問
令和4年 8月 5日	令和4年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年 8月18日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長職務代理	木村 那津子	楠井法律事務所 弁護士
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長